

三鷹まるごと博物館に関する基本的な考え方

1 背景及び経過

三鷹市では、文化遺産の保存・活用の方向性として「エコミュージアム」を平成13年度策定の第3次基本計画に位置付け、大沢の里水車経営農家や大沢の里古民家等を活かした、事業としての「エコミュージアム」を推進してきました。一方で、このような多拠点での事業運営をしてきたことから、現時点では、三鷹市は都内でも数少ない、博物館を持たない自治体となっています。

平成29年度にスポーツと文化部が発足し生涯学習課が市長部局に移管されたことに伴い、従前からの活動の成果を活かしつつ、市民への更なる周知と定着を図るため、令和元年度に策定した第4次基本計画(第2次改定)において、市の事業で使用する名称を「エコミュージアム」から「三鷹まるごと博物館」へ変更し、博物館的な事業として取組を推進してきました。

この間の取組に関して、文化財保護審議会や「マチコエ(市民参加でまちづくり協議会)」から第5次基本計画策定に向けて出された提言では、「三鷹まるごと博物館」事業を評価しつつも、位置づけや推進体制の脆弱性が指摘されてきたところです。特に文化財保護審議会からは、目的や理念、事業の方針等を明確にするため、条例制定も選択肢の1つである旨の提案がありました。

市は令和6年度に策定した第5次基本計画において「三鷹まるごと博物館に関する基本的な考え方」の策定を位置づけ、これに基づき検討を進めた結果、「三鷹まるごと博物館」事業における目的や基本理念、事業方針等を明確にするため、条例の制定をめざすこととします。

2 条例制定の趣旨

三鷹のまちに点在する固有の文化遺産について、市民が身近に体感し、三鷹をふるさとと思う気持ちを深め、未来に向けて継承していくことにより、市民の学びの向上及び文化の発展を推進するとともに、市民との協働、観光振興、コミュニティ創生等の取組に寄与するため、「三鷹まるごと博物館条例」の制定をめざします。

また、条例制定に伴い、博物館法に基づく博物館登録をすることの可能性について検討します。「三鷹まるごと博物館」が博物館法に準拠した登録博物館となれば、三鷹市がめざしてきた多拠点型の博物館として正式に位置付けられ

ることになり、「博物館のない自治体」から「新しい理念に基づく博物館を持つ自治体」となることができます。

3 条例制定の効果

「三鷹まるごと博物館条例」の制定により、以下の効果が期待できます。

- (1) 位置づけの明確化により、文化遺産の未来への継承や市民の学びの向上及び文化の発展に加えて、市民との協働、観光振興、コミュニティ創生等の取組に寄与すること。
- (2) 目的や基本理念及び事業方針等を定めることにより、「三鷹まるごと博物館」の対象領域及び取組の方向性を明確にするとともに、計画的かつ効果的な施策展開に繋げること。
また、多拠点型の博物館としての視点や、能動的な学びの視点から新しい施策展開を着実に進めること。
- (3) 博物館法に基づく登録博物館をめざすことで、より多くの市民に三鷹の文化遺産の魅力を伝えることができると同時に、補助金を活用した事業実施の可能性が高まること。

4 条例制定に向けたスケジュール（予定）

- (1) 令和7年3月：文教委員会に「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」に関する骨子（案）及びパブリックコメントの実施について行政報告
- (2) 令和7年3月：「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」に関する骨子（案）についてパブリックコメント実施
- (3) 令和7年6月：三鷹市議会に議案提出
- (4) 令和7年7月：条例施行